

森しげゆき後援会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、森しげゆき後援会と称し、主たる事務所を相模原市におく。

(目的)

第2条 本会は、市政の発展と市民生活の向上のために尽力している森繁之氏の政治活動を支援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 講演会、座談会等の開催
2. 会報等の発刊及び配布
3. 関係諸団体との連携
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 |

(会議)

第6条 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第7条 本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(補則)

第9条 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、平成18年9月25日より実施する。